

930945

基監発第 1209002 号

平成 20 年 12 月 9 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に係る
助言・指導等の一層の徹底について

有期労働契約者の労働条件を巡る状況については、経済の急激な悪化により企業の経営環境も厳しさを増しており、一部企業においては既に有期契約労働者の雇止めが行われるなど憂慮すべき状況も生じてきている。

このような経済情勢下においては、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止することを目的として定められた「労働基準法第 14 条第 2 項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示」（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号。以下「雇止め等に関する基準」という。）について、平成 15 年 12 月 26 日付け基発第 1226001 号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等の実施について」（以下「局長通達」という。）及び同日付け基監発第 1226001 号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等の実施について」（平成 20 年 3 月 25 日付け基監発第 0325001 号により一部改正。以下「課長内かん」という。）に基づき、その周知等、助言・指導、監督指導時における対応の徹底を図る必要がある。また、この点については、平成 20 年 12 月 9 日付け地発第 1209001 号、基発第 1209001 号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」の記の 2 の（2）及び 3 の（2）においても指示されたところである。

ついては、局長通達等に基づく、雇止め等に関する基準に係る助言・指導等について、下記に示すところにより、一層の徹底を図られたい。

記

1 周知等

雇止め等に関する基準については、パンフレット（「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について」）やモデル労働条件通知書等（以下「パンフレット等」という。）を活用する等により、集団指導、監督指導等あらゆる機会を通じて事業主等に対し周知を行うこと。

また、労働基準監督署の窓口において、雇止め等に関する相談等がなされた場合には、引き続き、パンフレット等を用いて雇止め等に関する基準の趣旨及び内容等について懇切丁寧に説明を行うとともに、必要に応じ、労働契約法、雇止め等に関する裁判例、個別労働紛争解決制度等について情報提供すること。

さらに、各局のホームページ等にも雇止め等に関する基準を掲載するなど、効果的な周知を図ること（本省ホームページへのリンクも可）。

2 助言・指導

助言・指導については、局長通達記の2及び課長内かん記の1に示されているとおり、有期契約労働者からの要請がある場合のほか、各種情報から雇止め等に関する基準の取扱いが問題となっている事案を把握した場合についても行うものであることに留意の上、当該事案の把握に努め、積極的な助言・指導を行うこと。

3 監督指導時の対応

監督指導時においては、必ず有期契約労働者の有無を確認し、有期契約労働者が認められる場合には、パンフレットを活用する等により、雇止め等に関する基準の周知を行うとともに、その法定労働条件のみならず雇止め等に関する基準の遵守状況について漏れなく確認すること。

この確認の結果、監督実施事業場において雇止め等に関する基準に適合しない事実を認めた場合には、局長通達記の3及び課長内かん記の2に基づき指導文書の交付を徹底すること。